

令和 3 年 4 月

地域包括支援センターだより



春の訪れを感じる季節となりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。
今月は「地域包括支援センターの仕事」についてお伝えします。

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活できるように、総合的な支援を行う機関です。

センターの3職種が協力して関係機関等と連携し、支援します。



保健師等



主任介護支援専門員



社会福祉士



他にも

生活支援コーディネーター
認知症地域支援推進員
を兼務しています。

～地域包括支援センターの仕事～

ふれあい健康教室やサロン等の地域行事への参加

地区内で行われている、ふれあい健康教室やサロン、いきいき 100 歳体操等に参加し、介護予防や健康づくりのお手伝いをしています。



暮らしやすい地域のために

「誰もが、住み慣れた家で、地域で安心して暮らし続けることができる仕組み」をつくるため、民生委員等の地域の皆さんや地域づくりセンター、地区生活支援員、医療機関、介護保険事業所と連携します。

⇒ 裏面へ続く

⇒「地域包括支援センターの仕事」の続き



相談業務・権利擁護・ケアプラン作成

高齢者の皆さんやその家族から相談をお受けし、必要な制度の紹介や多職種、関係機関と連携して支援します。

～ある日の相談～

市外に住む娘さんより「最近、一人暮らしの父の物忘れが心配…。お金の管理が出来ず困っている。」と電話で相談がありました。

⇒物忘れ（認知症）の相談もお受けしています。

必要に応じて成年後見制度の利用支援や介護保険の申請の手続きを行います。



要介護認定において「要支援1・2」と認定された方や「事業対象者」に該当した方のケアプランを作成します。また、必要に応じて地域の通いの場や生活支援サービスの紹介、介護予防事業へのご案内をします。

～新型コロナウイルス ワンポイント情報～

「65歳以上の方から順次、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まります。4月下旬以降、接種券が自宅へ郵送で届きますので、各自予約しましょう。また、接種後も、3密を避け、感染対策を継続しましょう。」

松本市新型コロナワクチン相談専用コールセンター

☎0263-78-1700 午前9時～午後5時（土・日・祝日も開設）

————— 詳細は広報まつもと4月号をご覧ください



認知症思いやり相談

認知症かも？とお悩みのご本人、ご家族に対し「認知症専門医」による相談会の開催を予定しています。

5月20日（木）

午前9時～正午（要予約）

※予約は相談日の2週間前までにお願ひします。

本庁舎北別棟 1階高齢福祉課相談室1

【お問合せ先】松本市高齢福祉課 介護予防担当（電話 34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にどうぞ



【お問合せ先】松本市高齢福祉課 介護予防担当（電話 34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にどうぞ